

「東京都福祉のまちづくり条例」改正骨子（案）

「東京都福祉のまちづくり条例」改正骨子（案）について

1 福祉のまちづくりを取巻く環境の変化と改正の趣旨

東京都では、高齢者や障害者等の社会参加を目的として、平成7年4月に「東京都福祉のまちづくり条例」(以下「福祉のまちづくり条例」という。)を制定し、これまで福祉のまちづくりの取組を推進してきました。福祉のまちづくり条例制定から13年が経過しましたが、本格的な少子高齢社会の到来やユニバーサルデザインの考え方による取組の推進、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「パリアフリー新法」という。)や高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(以下「建築物パリアフリー条例」という。)の施行など、福祉のまちづくりを取巻く状況は目まぐるしく変化しています。

このような状況の変化に対応するため、東京都福祉のまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、東京都における福祉のまちづくりの課題と今後の方向性について多角的な視点から審議を行い、福祉のまちづくり条例改正及び推進計画策定の基本的考え方について、平成20年11月14日に意見具申をしました。

この意見具申を踏まえ、東京都では、現行条例を改正し、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進していきます。

2 改正骨子（案）

(1) 条例の基本理念

現行の福祉のまちづくり条例は、高齢者、障害者等が自由に行動し、社会参加できるやさしいまちづくりの実現を目標とし、福祉のまちづくりを進めるための基本的施策や建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の整備について定めています。

⇒ 今後の福祉のまちづくり条例は、特定の人への個別的な取組から一歩進んだ、高齢者や障害者を含めたすべての人の平等な社会参加の実現を目指すよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本理念とした条例とすることとし、必要な規定の改正を行います。

また、新たな福祉のまちづくり条例により進めていくためには、東京都や区市町村、事業者及び都民の参加、協力及び自主的な取組を基本として、それぞれの立場から協働していくことが重要であることを明確にするため、条例の目的を新設します。

(2) 条例の定義

現行の福祉のまちづくり条例では、福祉のまちづくりや条例の対象者、施設等について定めています。

福祉のまちづくり

高齢者や障害者等の自立と社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動への参加を促進するため、社会連帯の理念に基づき、高齢者、障害者等が円滑に施設、物品及びサービスを利用できるようにするための措置をいう。

高齢者、障害者等

高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。

⇒ 今後の福祉のまちづくり条例はユニバーサルデザインを基本とすることから、まず、ユニバーサルデザインについて新たに定義をします。また、東京都における福祉のまちづくりは、既にユニバーサルデザインの考え方で進められていることから、条例の対象者を高齢者や障害者、子どもや外国人の他、妊娠中の人やけがをした人なども含め、すべての人が対象となるよう、定義を見直すこととします。このことにより、今後の福祉のまちづくり条例がすべての人のためのまちづくりであることを明確にします。

(3) 施設整備

現行の福祉のまちづくり条例では、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための整備基準を定め、努力義務とし、一定規模以上の施設については、届出義務を課しています。

⇒ 国のバリアフリー新法や建築物バリアフリー条例によって、適合義務化が図られていることや、福祉のまちづくり条例がユニバーサルデザインを基本とすることにより、高齢者や障害者を含めたすべてのひとにとって利用しやすい施設が当然のこととして求められていくこととなります。新たな福祉のまちづくり条例では、届出対象施設について、新設もしくは改修をする際にはこれまでの努力義務から一歩進んで遵守義務としてバリアフリー化を推進していきます。このため、施行規則で定める整備基準についても、実効性を図ることができる基準としていきます。

なお、施行規則で定める整備基準等については、現在、推進協議会において継続審議中であり、平成21年1月に意見具申予定です。

(4) 情報に関する規定の新設

現行の福祉のまちづくり条例では、情報に関する取組を推進するための規定がありま

せん。

⇒ 福祉のまちづくりを進めていく上で、すべての人があらゆる手段で情報を入手でき、発信していくことが重要です。このため、情報に関する規定を新設し、取組を推進していきます。

(5) 推進計画の策定

現行の福祉のまちづくり条例では、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定することとしています。

⇒ ユニバーサルデザインの考え方を基本とした条例とするため、プロセス（過程）が重要となります。推進計画の策定にあたっては、事業者や都民の意見を聴き、施策の実施にあたって評価を行い、評価結果を施策及び計画に反映させることを新たに規定します。

推進計画については、推進協議会からの基本的考え方の意見具申に基づき、現在推進計画案を策定中です。